　　年　　月　　日

田村市教育委員会教育長　様

住　　所

申請者　氏　　名

電話番号

埋蔵文化財包蔵地の有無について（照会）

下記により、開発行為等を予定しているため、該当地区における埋蔵文化財包蔵地の有無について、照会します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 該当地番 |  |
| 工事の目的  （○で囲む） | 道路　鉄道　空港　河川　港湾　ダム　学校建設　集合住宅　個人住宅  工場　店舗　個人住宅兼工場又は店舗　その他建物（　　　　　　）  宅地造成　土地区画整理　公園造成　ゴルフ場　観光開発　ガス　電気  水道等　農業基盤整備事業（農道等を含む）　その他農業関係事業  土砂採取　その他開発（　　　　　　　　） |
| 工事の概要  （工事面積・幅員・延長等） |  |
| 工事主体者 |  |
| 着手予定時期 | 年　　　月　　　日 |
| 完了予定時期 | 年　　　月　　　日 |
| 備考 |  |

注　意　事　項

１　照会地番が田村市遺跡地図上で包蔵地に該当しない場合でも、遺跡地図は周知の遺跡を掲載したものであるため、原則として表面調査を行わなければなりません。

２　１により表面調査を行わなければならない場合は、回答まで１～２週間かかります。

３　照会地番が周知の遺跡に接していると試掘調査が必要になる場合があります。その際は、下記４、５の手順にしたがってください。

４　照会地番が周知の遺跡内にあり、それでも開発を行いたい場合は、開発予定エリア及びその隣接範囲について試掘調査が必要となります。その際は文化財保護法第94条の規定に基づき、埋蔵文化財包蔵地発掘の届出が必要になります。この届出は、工事着手予定日の60日前までに、当該地区の位置図（1/25000または1/50000）、平面図（範囲図。1/5000またはそれより大きいもの）、当該地番工事設計図（平面図・断面図。1/1000またはそれより大きいもの）、公図（1/1000、1/500のどちらか）をA4サイズで添付するよう伝達ください。

なお、いずれの図面にも開発の範囲と遺跡推定範囲を書き込まなければなりませんので、遺跡推定範囲の詳細が不明の場合は、教育委員会生涯学習課にお問合わせください。

　　試掘調査の要する経費は、教育委員会が負担しますが、年度途中の場合、補正予算などの措置が必要となるため、結果が判明するまでには最短でも３か月を要します。

５　４により試掘調査を行い、その結果、本発掘調査が必要と判断された場合は、通常は次年度に発掘調査が行われます。また経費は開発側の全額負担となります。そのため、あらためて教育委員会との協議が必要になります。

６　その他、ご不明の点は、教育委員会生涯学習課にお問合わせください。